＜同時発表＞
愛知県及び名古屋市の
記者クラブ

国指定藤前干潟鳥獣保護区内における
不法投棄ごみ等の撤去について

令和８年 10 月 30 日（金）
環境省 中部環境局
資源循環・災害廃棄物対策課
電　　話：052-955-2132（直通）
当日連絡先：070-2244-9637（当日のみ）
課　　長：赤塚　康司
担　　当：安藤　文浩
　　水野　裕太
電子メール：SHIGEN-CHUBU@env.go.jp

中部環境局では、一般社団法人愛知県産業資源循環協会、愛知県及び名古屋市と連携し、国指定藤前干潟鳥獣保護区内でのごみの不法投棄対策に取り組んでいます。

今般、関係機関との連携の下、同区内の一部において集積した不法投棄ごみや漂流・漂着ごみ等の撤去活動を実施しますのでお知らせいたします。

国指定藤前干潟鳥獣保護区内の一部において、不法投棄ごみや漂流・漂着ごみ等が集積している状況は、渡り鳥をはじめとする野生生物の生息環境への悪影響に加え、水質の悪化や悪臭の発生など様々な問題を引き起こしています。

中部環境局では、同区内における具体的な環境保護活動の一環として、（一社）愛知県産業資源循環協会の協力を得て、愛知県及び名古屋市と連携し、平成 22 年、平成 26 年から令和元年、令和５年および令和７年と不法投棄ごみや漂流・漂着ごみ等の撤去活動を実施してきました。本年（令和８年）につきましても、関係機関との連携の下、不法投棄ごみ等の撤去作業を下記のとおり実施いたしますのでお知らせします。

記

（１）日時

令和８年 11 月９日（月）午前９時 00 分から午後０時 00 分まで（小雨決行）

※　開会式：午前９時 00 分から、撤去作業：午前９時 30 分からとなります。

※　予備日：令和８年 11 月 10 日（火）午前９時 00 分から午後０時 00 分まで

（２）場所

名古屋市港区藤前５丁目付近　（別紙１を参照）

（３）実施者

（一社）愛知県産業資源循環協会、愛知県、名古屋市、中部環境局

（４）現地での取材について

取材を希望される報道関係者の方は、11月６日（金）午後１時00分までに、次の①の事項について、連絡先（電子メール）まで事前にご登録ください。

撮影等を希望される方は「集合場所（別紙２を参照）」に、当日の午前９時00分までにご参集ください。

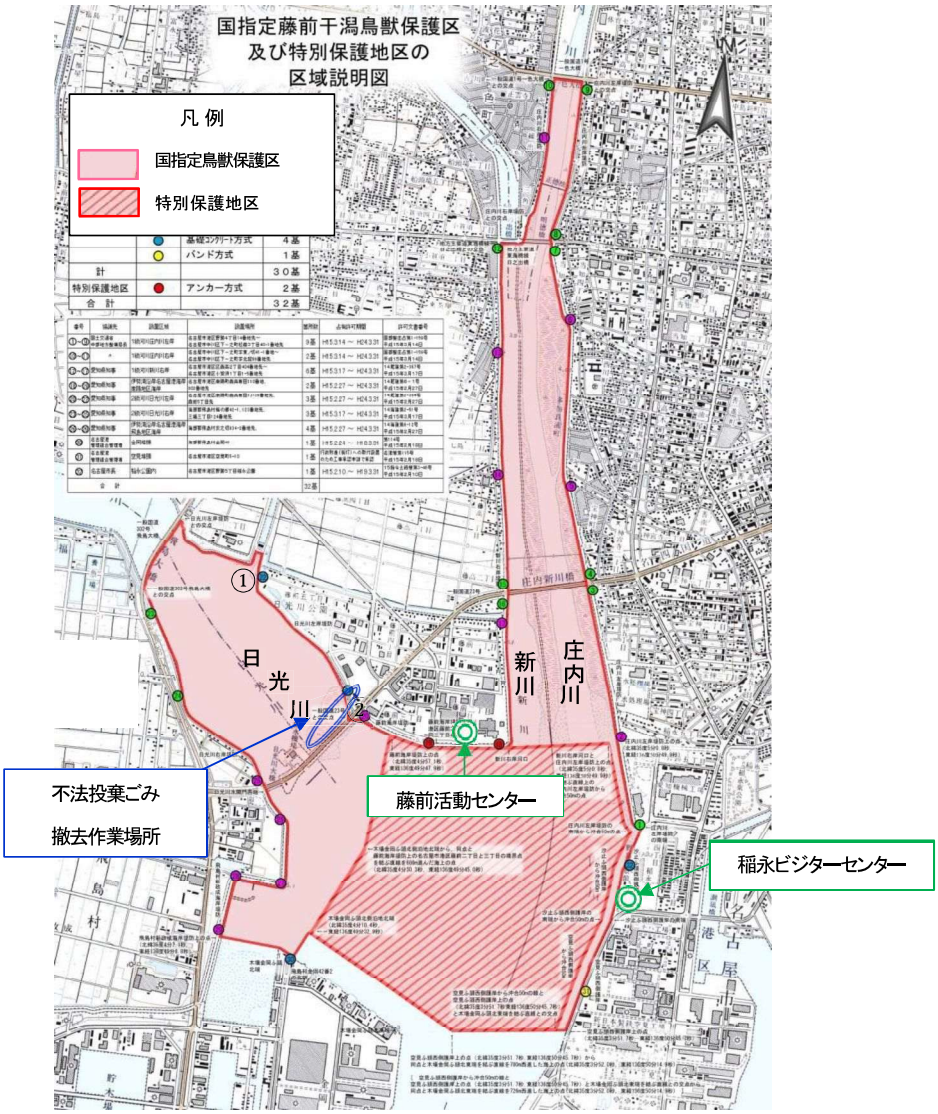
① 取材登録用記載事項

- 氏名(ふりがな)
- 所属機関名
- 電話番号(所属機関連絡先及び当日連絡先)
- 電子メールアドレス

② 注意事項

- 当日は、報道関係者であることを示す身分証明書(社員証)を必ず携帯し、現場では必ず腕章を着用ください。
- 撮影等に関しては、職員の指示に従ってください。職員の指示に従わない場合には、退出していただくことがあります。
- ご登録いただいた報道機関に対しては、雨天中止の際は当日の午前７時30分迄にご連絡いたします。

別紙１



（参考）国指定藤前干潟鳥獣保護区とは

愛知県西部の庄内川、新川、日光川の３河川が合流する河口部、伊勢湾最奥部に位置する藤前干潟は、国際的または全国的な見地から鳥獣の保護のために重要な区域として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき国（環境大臣）が鳥獣保護区に指定しています。区域内で鳥獣を捕獲する際は事前に環境大臣に許可を得る必要があります。また、鳥獣またはその生息地の保護を図るために特に必要な区域は特別保護地区に指定され、一定の開発行為が規制されます。

昭和 59 年、名古屋市で急増するごみの処分場として藤前干潟を埋め立てる計画が浮上しましたが、市民を中心とした保全活動が行政を動かし、平成 11 年に埋立計画は撤回されました。これを契機に市民と行政が一体となってごみの減量に取組、その結果、取組前と比較して 20%以上減らすことに成功しました。そして平成 14 年 11 月に藤前干潟は国指定鳥獣保護区に指定され、同月、特別保護地区が「ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）」に登録されました。

別紙２

★集合場所

※撤去作業場所までは徒歩移動



